

この議案は、令和7年2月13日の総会で承認されました。

第13回通常総会議案

(令和7年度)



期 日 令和7年2月13日
場 所 鳥取市末広温泉町 556
白兔会館
「らいちょうの間」

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

第13回 公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会通常総会

日 時 令和7年2月13日（木）

午後1時30分～

場 所 鳥取市末広温泉町556

白兔会館 「らいちょうの間」

電 話 0857-23-1021

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の指名

5 議 題

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算について

（ 監 査 報 告 ）

第2号議案 令和5年度森林・山村多面的機能発揮対策の実施状況について

第3号議案 役員の改選について

6 報告事項

(1) 令和7年度事業計画及び収支予算について

7 その他

8 閉 会

第1号議案

令和6年度事業報告及び収支決算書について

(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

1. 業 務 報 告

- 1月17日 税理士監査 【事務局長】 県庁会議室
- 1月19日 第1回緑の募金等運営協議会【委員、事務局長】 県庁会議室
- 1月24日 監事会（監査）【両監事、事務局長】 県庁会議室
- 1月29日 第1回理事会（監査）【理事長、両副理事長、事務局長】 県庁会議室
- 2月13日 第12回通常総会 【理事長、両副理事長、事務局長】 白兔会館
- 2月20日 鳥取県緑化推進委員会事務担当者会議【支部職員、事務局長】 県庁会議室
- 2月21日 鳥取県緑化推進委員会事務担当者会議【支部職員、事務局長】 中部・西部総合事務所
- 3月11日 鳥取県緑化関係表彰等審査会 【事務局長】 県庁会議室
第68回鳥取県植樹祭テーマ及び美しい森づくり功労者の決定
- 3月25日 賀露小、日吉津小緑の少年団と市町村支部と街頭募金【理事長、事務局長】
イオン鳥取北店、イオン日吉津店
- 3月25日 周辺企業7社「南隈桜並木を育てる会」の植樹祭【理事長、事務局長】 鳥取市南隈
- 5月14日 森林・山村多面的機能対策審査委員会 【委員、事務局長】 倉吉未来中心
- 5月25日 第68回鳥取県植樹祭 【理事長、両副理事長、事務局長】 米子市和田小学校
- 6月5日 森林・山村多面的機能対策監事会（監査）【両監事、事務局長】 県庁会議室
- 7月12日 第2回緑の募金等運営協議会 【委員、事務局長】 県庁会議室
- 8月21、22日 全国緑化推進委員会連絡協議会総会、全国緑の少年団連盟通常総会、
（公社）国土緑化推進機構通常総会 【事務局長】 東京都
- 8月26、27日 木工工作キット等各小中学校へ配布 【事務局長】
- 9月6日 緑の募金贈呈式 【理事長、事務局長】 県議会議長室
（株）パナソニックアソシエイツ鳥取 様より緑の募金の贈呈
- 10月10、11日 森林・山村多面的機能発揮対策ブロック会議 【職員】 山口市
- 10月11日 令和6年度鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画審査会
【事務局長】 県民文化会館
- 10月17、18日 中国・四国地区緑化推進協議会 【事務局長】 愛媛県松山市
中国・四国地区緑化功労賞を南さいはく地域振興協議会（南部町）が受賞
- 10月26日 みどりの少年団交流集会 【事務局長】 「船上山少年自然の家」

- 10月29日 鳥取県市町村法令外負担金等審議会 【事務局長】 鳥取市役所
事業説明。市町村の会費は昨年と同額
- 10月31日 「みんなでつくるドングリの森」植樹会 【事務局長】 出合いの森
- 11月20、21、22日 「森の教室」 【事務局長】
江府町立子供の国保育園、境港市美哉幼稚園、やばせこども園
- 12月5日 第3回緑の募金等運営協議会【委員、事務局長】 県庁会議室
- 12月9日 森林・山村多面的機能発揮対策安全研修会【事務局長、職員】 日南町新屋
- 12月10日 学校緑化モデル事業完成式 鳥取市立福部未来学園 【事務局長】
- 12月11日 第2回通常理事会【代表理事、理事、監事、事務局長】 於 県庁会議室
- 12月12、13日 全国緑化推進委員会連絡協議会全体会議 【事務局長】 於 東京都
- 12月17日 緑の募金贈呈式 【理事長】 県議会議長室
(株)新日本海新聞社 様より緑の募金の贈呈

2. 緑の募金結果、緑の募金事業報告及び収支決算について

1 令和6年度緑の募金結果

(1) 募金期間及び活動内容

春 期 令和6年 3月25日～令和6年 5月31日
(学校募金、家庭募金、職場募金、企業募金等の実施)

秋 期 令和6年 9月 1日～令和6年10月31日
(学校募金、家庭募金、職場募金等の実施)

(2) 募金目標及び実績

(単位：円)

区 分		令和5年度	令和6年度	伸び率 (%)
目 標 額		21,000,000	21,000,000	100.0%
実 績	春 期	18,984,443	18,734,987	98.6%
	秋 期	1,341,943	1,604,049	119.5%
	計	20,326,386	20,339,036	100.1%
達成率 (%)		96.7%	96.8%	

(3) 募金内訳

(単位：千円)

区 分	令和5年度		令和6年度				伸び率
	金額 (A)	比率 (%)	春 期	秋 期	計 (B)	比率 (%)	B/A×100
街 頭	-	-	49	-	49	0.0	-
学 校	793	4.7	864	31	895	4.3	112.9
家 庭	14,984	73.6	14,807	201	15,008	73.8	100.2
企 業	857	3.9	721	40	761	3.2	88.8
職 場	3,016	15.4	2,051	946	2,997	15.2	99.4
その他	676	2.3	243	386	629	3.5	93.0
計	20,326	99.9	18,735	1,604	20,339	100.0	100.1

(4) 募金団体数

(単位：団体)

区 分	街頭募金	学校募金	家庭募金	企業募金	職場募金	その他	計
令和5年度	-	143	1,789	71	518	65	2,586
令和6年度	6	153	1,810	82	478	61	2,590

事業1 緑の募金事業

1 森林の整備事業

(1) 森林づくりの促進

公共性の高い森林等の整備を推進するため、森林づくり活動及び森林を利用した交流活動を行った団体に対して助成する。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
新屋町自治会 (境港市)	弓ヶ浜の松林(保安林)の雑木の伐採及び雑草の刈り払いを行い、抵抗性クロマツ10本を植栽し松林の整備を行った。	218,640	150,000

2 緑化推進事業

(1) 全県緑化の推進(341,100円)

① 鳥取県植樹祭の開催(172,800円)

県民一人ひとりが、植樹を通じて自然との共生を図りながら、緑を育てる意識を醸成し、緑豊かな郷土を未来に引き継ぐことを目的として、鳥取県、米子市と共催により第68回鳥取県植樹祭を開催した。

- ・開催期日 令和6年5月25日(土)
- ・開催場所 米子市和田小学校
- ・参加者 県民、みどりの少年団他(約500名)

② 誕生記念樹の贈呈(168,300円)

赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、未来を担う子ども達に豊かなみどりを引き継いでもらうため、令和5年8月1日～令和6年7月31日に生まれた赤ちゃんを対象に、配布を希望される方51名に緑化苗木を贈呈した。

(2) 地域緑化の推進 (750,000円)

地域住民の緑化意識の高揚と緑づくりを促進するため、緑化活動及び緑化関係イベント等を実施した次の5団体に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
南隈桜並木を育てる会 (鳥取市)	鳥取市南隈緑地において、周辺企業7社が桜並木のある美しい景観をめざしてサクラを植栽。 植栽苗：シダレザクラ(3種) 計 50本	1,982,590	150,000
山根イノシシ対策協議会 (鳥取市)	鳥取市青谷町山根地内の集落・農地と山林との中間エリアを明るく見通しのよい緩衝帯としての機能を備えた里山公園に変えていくため、繁茂した竹灌木類の伐採・刈り払いを行い、その跡に花木・果樹を植栽した。 植栽苗：ミツマタ、イロハモミジ、クリ、サクラ、カキ、ミカン類 計 174本	157,554	150,000
日本造園組合連合会鳥取県支部 (鳥取市)	「グリーン・フェスタ in とっとり花回廊」に参画し、苗木の配布と造園・園芸教室を行った。 配布苗：ムラサキシキブ、ナンテン、コニファー、ユーカリ、センニチソウ、オリーブ等 計 430本	200,000	150,000
境港市支部 (境港市)	境港市が日南町阿毘緑地内に所有する「境港市民の山」を市民が訪れ、水源涵養など森林の大切さを散策や植樹を通じて理解していただいた。 植栽苗：シバグリ 計 20本	150,000	150,000
竹内マツ植樹隊 (境港市)	境港市竹内西緑地内のマツの枝落とし、マツの補植、サクラの植栽を行った。 植栽苗：抵抗性クロマツ30本 ソメイヨシノ10本 計 40本	177,040	150,000
計 5団体		2,667,184	750,000

(3) 学校緑化活動の推進 (1,631,790円)

① 学校緑化推進事業 (988,390円)

環境教育の推進のため、敷地内の樹木の伐採・枝払い、樹木の植栽など5校の環境整備に助成した。

鳥取市立中ノ郷小学校、倉吉市立明倫小学校、大山町立大山小学校、境港市立中浜小学校、境港市育成こども園

② みどりの少年団の交流集会（103,400円）

みどりの少年団が自然の中での学習を通じて、緑に親しみ、相互の交流と活動の活性化を図るための交流集会を開催した。

- ・開催日：令和6年10月26日（土）
- ・開催場所：琴浦町山川 船上山少年自然の家
- ・内容：木工クラフトでマイスプーン、マイフォーク、マグネットなどを作り、ニッスイグループの海・山での取り組みの話聞いたあと、船上山ダム近くの森林で下刈り作業を体験した。

③ みどりの少年団育成（540,000円）

次代を担う子ども達が自然を愛し、心豊かな人間に育つことを支援するため、申請のあった県内27小学校のみどりの少年団に対して一律20,000円の活動費を助成した。

市 町 村	みどりの少年団
鳥 取 市	賀露小学校、東郷小学校、岩倉小学校、中ノ郷小学校 福部未来学園、佐治小学校、青谷小学校
若 桜 町	若桜学園
智 頭 町	智頭小学校
倉 吉 市	明倫小学校、久米小学校
湯 梨 浜 町	羽合小学校、泊小学校
琴 浦 町	八橋小学校
米 子 市	五千石小学校、成実小学校
日 吉 津 村	日吉津小学校
南 部 町	西伯小学校、会見小学校、会見第二小学校
伯 耆 町	八郷小学校、二部小学校、溝口小学校
大 山 町	大山小学校
日 南 町	日南小学校
日 野 町	大山小学校
江 府 町	日南小学校

④ みどりの少年団活動の推進（支出なし）

地域での奉仕活動、野外での実践活動等、通常の少年団活動に加えてより充実した活動を行うみどりの少年団の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

⑤ 全国緑の少年団指導者研修会参加助成（支出なし）

みどりの少年団指導者の指導体制の強化及び活動の活性化を図るため、全国の少年団連盟が主催する指導者研修会へ県内指導者を派遣し、全国の指導者との交流、指導技術の向上を図るため、参加者に対し経費の一部を助成する。

(4) 募金事業交付金（8,011,173円）

県内各地区の学校及び公的施設等の緑化を推進するため、森林整備や環境緑化事業の実施を希望する募金団体に、市町村支部を窓口として家庭募金・学校募金・街頭募金額の65%を限度に募金事業交付金を交付した。

- ・ 交付対象支部 19市町村支部（282団体）
- ・ 交 付 額 8,011,173円

(5) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

荒廃が進む里山林を整備するため地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体等と一緒に活動組織を作り、里山林の整備や侵入竹の除去、山林資源の活用、森林の中での自然体験等の活動を行う場合、活動組織に対し交付金を交付する。

- ・ R5年度実施活動組織（R5.4.1～R6.3.31）
2 団体 交付金額 87,800円
- ・ R6年度実施活動組織（R6.4.1～R7.3.31）
1 団体 交付予定金額 402,660円

令和6年度市町村支部交付金事業

(単位:円)

支 部 名	交付対象額		交付限度額 (A+B) × 0.65	緑 化 計 画		交付確定額
	R5秋募金 A	R6春募金 B		事業数	申請額	
鳥 取 市	47,299	3,411,853	2,248,448	53	1,336,228	1,336,228
岩 美 町	17,200	650,956	434,301	19	423,121	423,121
八 頭 町	4,346	849,586	555,055	10	414,687	414,687
若 桜 町	0	173,709	112,910	1	112,000	112,000
智 頭 町	0	347,021	225,563	4	212,830	212,830
倉 吉 市	5,257	1,568,158	1,022,719	20	848,370	848,370
湯 梨 浜 町	0	753,217	489,591	27	456,101	456,101
三 朝 町	6,300	341,677	226,185	12	226,000	226,000
北 栄 町	2,400	835,862	544,870	15	543,226	543,226
琴 浦 町	4,207	807,901	527,870	24	524,358	524,358
米 子 市	36,275	1,861,404	1,233,491	45	671,620	671,620
境 港 市	9,360	1,150,553	753,943	8	753,500	753,500
日 吉 津 村	0	310,375	201,743	4	201,740	201,740
南 部 町	0	579,600	376,740	16	349,956	349,956
伯 耆 町	1,800	482,763	314,965	12	294,289	294,289
大 山 町	10,169	785,916	517,455	7	153,847	153,847
日 南 町	0	308,086	200,255	1	195,000	195,000
日 野 町	0	283,650	184,372	2	184,300	184,300
江 府 町	0	177,892	115,629	2	110,000	110,000
合 計	144,613	15,680,179	10,286,105	282	8,011,173	8,011,173

交付対象額は街頭募金、学校募金、家庭募金の合計額

令和5年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 実施状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

番号	活動組織名	活動地域	取組メニュー	交付金実績		内 訳			活動内容
				面積・回数	計	国	県(1/6)	市町村(1/6)	
1	にちなん 森あそびの会	日野郡 日南町 新屋	地域環境保全(里山林)	0.5 ha	73,200	55,000	9,100	9,100	筍刈り、竹間伐・侵入竹除去、林内集積整理
			小 計	0.5 ha	73,200	55,000	9,100	9,100	
2	チーム竹取物語	鳥取市 青谷町 青谷	森林資源利用	0.1 ha	14,600	11,000	1,800	1,800	広葉樹を伐採、搬出して林内を整備し、搬出した材を薪として活用
			小 計	0.1 ha	14,600	11,000	1,800	1,800	
実施 2地区				計	87,800	66,000	10,900	10,900	

令和6年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（継続中）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

番号	活動組織名	活動地域	取組メニュー	交付金実績		内 訳			活動内容
				面積・回数	計	国	県(1/6)	市町村(1/6)	
1	にちなん 森あそびの会 代表 下本 隆司	日野郡 日南町 新 屋	活動推進費		134,660	101,000	16,830	16,830	林況調査、活動計画の実施のための話し合い等
			地域環境保全(里山林)	1.2 ha	192,000	144,000	24,000	24,000	藪刈り、枯損木・灌木の除伐、枝打ち等
			地域環境保全(竹林)	0.2 ha	76,000	57,000	9,500	9,500	枯竹・倒傾竹の除伐、間伐、林内集積整理・搬出等
			小 計	1.4 ha	402,660	302,000	50,330	50,330	
	実施 1地区		計	1.4 ha	402,660	302,000	50,330	50,330	

事業2 緑と水の森林ファンド事業

1 緑と水の森林ファンド事業

(1) 樹名板設置事業（105,600円）

樹木に親しみ、樹木を大切にする心を養うため、公園、学校等の公的な場所の樹木に、県産材の樹名板を設置した。

(単位：枚)

市町村	設置場所又は団体	設置枚数
鳥取市	鹿野城跡公園	5
倉吉市	上北条小学校	10
北栄町	大栄小学校、北条こども園	22
江府町	木谷沢溪流（御机）	3
合 計		40

(2) 木工工作キット配布事業（1,184,634円）

小中学校の児童・生徒に木材触れることを通じて、木材の良さを認識してもらうため、県産材を利用した工作キット等を希望のあった学校に配付した。

(単位：セット、枚)

市町村	配布場所	配布品及び数量		
		本立て	スギ板	合計（組）
鳥取市	醇風小学校		41	41
	遷喬小学校	21	12	33
	修立小学校		36	36
	美保南小学校	25		25
	中ノ郷小学校	31		31
	米里小学校	57		57
	明德小学校	15		15
	世紀小学校	22		22
	国府東小学校	16		16
	宝木小学校	26		26
	佐治小学校	10		10
	逢坂小学校	6		6
鹿野学園		33	33	

市町村	配布場所	配布品及び数量		
		本立て	スギ板	合計(組)
鳥取市	河原中学校		66	66
	江山学園		21	21
	福部未来学園		23	23
岩美町	岩美南小学校	27		27
	岩美北小学校	37		37
倉吉市	打吹小学校	100		100
	関金小学校	18		18
	明倫小学校	15		15
湯梨浜町	泊小学校		20	20
琴浦町	浦安小学校	20		20
	船上小学校		57	57
米子市	弓ヶ浜小学校	26		26
	和田小学校	20		20
南部町	会見第二小学校	6		6
合計	27(校)	498	309	807

(3) 青少年・民間活動グループの育成支援事業(100,000円)

民間のボランティア団体等の自主的な緑化活動を促進するため、緑化活動や学習会等を行った次の団体に対して助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
大山プレカット協業組合(大山町)	木材の良さを普及啓発するため、木材を使ったオリジナルキット(小ベンチ、ティッシュケース、棚、マガジンラック等)を組み立てる木工教室を開催した。	139,700	100,000

(4) 森林空間活用促進事業 (450,000円)

民間のボランティア団体等の自主的な緑化活動を促進するため、緑化活動や学習会等を行った次の団体に対して助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
小鷲河ふる里を守る会 (鳥取市)	鹿野町小別所の林道天王線沿いに河津桜3本、鷲峯の県道沿いの空き地にホンキリシマ100本、来日の旧公民館跡地にハナモモ10本を植栽した。	150,000	150,000
菅福地区連合自治会 (日野町)	上菅地区、福長地区の7自治会が組織する小さな拠点「高宮の郷」の緑化事業として、ハナモモ15本を植栽した。	150,700	150,000
黒坂7区自治会 (日野町)	日野町黒坂の町中から要害山及び要害山から町中を眺められるよう雑木を伐採し、地域のシンボルとなるよう河津桜10本を植栽した。	161,360	150,000

(5) 学校環境緑化モデル事業

(株)ローソン緑の募金による緑と水の森林ファンド事業積立金制度を活用して、学校環境フィールドの整備に取り組む次の小学校に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成金
鳥取市立 福部未来学園	学校内の大きくなりすぎた樹木の伐採や剪定、校庭外周の生け垣の剪定により、見通しや風通しを改善するなど学校環境の整備を行った。 剪定：サザンカ、アベリア、ムクゲ 61本 伐採：カシ、カエデ、カイノキ 4本	500,000	500,000

(支払は翌年度)

事業3 緑化普及事業

1 普及啓発

(1) コンクール等の実施及び表彰

ア 鳥取県と共催により、下記コンクール等を行い緑化意識の高揚に努めた。

コンクール名	共催者	応募点数	表彰点数	内緑推表彰
令和6年度鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール	鳥取県	133	15	9

○鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの小・中学校、高等学校の優秀作品9点を中央審査に応募した結果、小学校の部で鳥取大学附属小学校2年廣戸麻智さんの作品が、国土緑化推進機構理事長賞に入選されました。

イ 南さいはく地域振興協議会が、「令和6年度 中国・四国地区 緑化功労」を受賞され、西部総合事務所 中原から井上会長へ表彰状の伝達が行われました。

南さいはく地域振興協議会は、南部町で古くから続けられていた炭づくりを子供達に体験させる森林学習、クヌギの植樹やしいたけ原木への植菌体験など、長年にわたり活動されており、これらの活動が今回の受賞につながりました。

(2) 広報活動事業

ア 国土緑化及び育樹運動ポスターの掲示、新聞への特集記事の掲載などにより緑の募金を活用した取り組みの広報に努めた。

イ 春の募金期間に合わせ、テレビCMを放映し、緑化推進の広報に努めた。

ウ ホームページにより情報公開に努めるとともに、各種催し等の情報提供に努めた。

(3) 会報誌の発行

「とっとり緑推だより」を発行し、会員、イベント来場者、緑の募金団体等に配布し、緑化推進の取り組みや緑の募金等についての情報提供に努めた。

2 緑化の推進

(1) 一株植樹運動

家庭等の緑化を推進するため、市町村、苗木生産業者の協力を得て、緑化用苗木を安価で斡旋した

取扱本数 34種類 3,872本

3. 令和6年度正味財産増減計算書

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	3,678,400	3,698,400	-20,000
正会員受取会費	2,888,400	2,868,400	20,000
賛助会員受取会費	790,000	830,000	-40,000
事業収益	1,626,600	1,552,310	74,290
一株植樹	1,626,600	1,552,310	74,290
受取補助金等	5,334,135	5,028,170	305,965
国土緑化推進機構交付金	665,000	850,000	-185,000
国土緑化推進機構助成金	3,305,685	1,840,000	1,465,685
緑と水の森林ファンド助成金	500,000	1,000,000	-500,000
林野庁交付金	841,650	1,315,370	-473,720
県交付金	10,900	11,400	-500
市町村交付金	10,900	11,400	-500
受託金	0	0	0
国土緑化推進機構等受託金	0	0	0
緑の募金	20,339,036	20,326,386	12,650
緑の募金	20,339,036	20,326,386	12,650
雑収益	898	193	705
受取利息	898	193	705
雑収益	0	0	0
経常収益計	30,979,069	30,605,459	373,610
(2) 経常費用			
事業費	31,012,610	31,917,469	-904,859
給料手当	4,554,951	4,544,164	10,787
報酬	23,250	18,000	5,250
諸手当	2,215,926	1,987,133	228,793
臨時雇用賃金	1,570,596	1,465,713	104,883
福利厚生費	1,368,383	1,323,650	44,733
会議費	3,370	14,000	-10,630
旅費交通費	642,754	1,002,931	-360,177
通信運搬費	426,031	543,976	-117,945
消耗什器備品費		0	0
消耗品費	574,764	591,567	-16,803
広告費	1,424,040	1,675,850	-251,810
材料費	3,098,061	2,986,778	111,283
印刷製本費	685,937	878,389	-192,452
光熱水料費	42,262	43,210	-948
賃借料	65,920	65,920	0
保険料	4,310	6,760	-2,450
諸謝金	30,000	48,000	-18,000
租税公課	485	969	-484
支払助成金	5,066,624	5,724,073	-657,449
支払交付金	8,754,973	8,555,261	199,712
委託費	249,378	215,324	34,054
支払手数料	210,595	225,801	-15,206
雑費	0	0	0

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	1,162,286	1,174,546	-12,260
給料手当	282,148	281,449	699
報酬	110,000	110,000	0
諸手当	141,440	126,837	14,603
臨時雇用賃金	87,804	63,087	24,717
退職給付費用	136,180	136,179	1
福利厚生費	84,627	80,268	4,359
会議費	36,000	72,600	-36,600
旅費交通費	4,814	12,158	-7,344
通信運搬費	17,647	21,067	-3,420
消耗品費	9,820	12,927	-3,107
印刷製本費	17,315	21,990	-4,675
光熱水料費	10,499	10,734	-235
賃借料	16,480	16,480	0
租税公課	115	231	-116
支払負担金	180,000	180,000	0
国土緑化推進機構	120,000	120,000	0
全国緑化推進委員会連絡協議会	10,000	10,000	0
みどりの少年団全国連盟	50,000	50,000	0
委託費	1,809	2,269	-460
支払手数料	25,588	26,270	-682
雑費	0	0	0
経常費用計	32,174,896	33,092,015	-917,119
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,195,827	-2,486,556	1,290,729
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,195,827	-2,486,556	1,290,729
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,195,827	-2,486,556	1,290,729
一般正味財産期首残高	17,516,227	20,002,783	-2,486,556
一般正味財産期末残高	16,320,400	17,516,227	-1,195,827
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	16,320,400	17,516,227	-1,195,827

令和6年度 正味財産増減計算書内訳表

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計					小 計	法人会計	合計
	公1 (緑の募金)	公2 (緑と水)	公3 (緑化普及)	共通事業				
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取収益								
受取会費	0	0	0	1,839,200	1,839,200	1,839,200	1,839,200	3,678,400
正会員受取会費	0	0	0	1,444,200	1,444,200	1,444,200	1,444,200	2,888,400
賛助会員受取会費	0	0	0	395,000	395,000	395,000	395,000	790,000
事業収益								
一株植樹	0	0	1,626,600	0	1,626,600	1,626,600	1,626,600	1,626,600
受取補助金等								
国土緑化推進機構交付金	2,544,135	2,790,000	0	0	5,334,135	5,334,135	5,334,135	10,668,270
国土緑化推進機構助成金	215,000	450,000	0	0	665,000	665,000	665,000	1,330,000
国土緑化推進機構助成金	1,465,685	1,840,000	0	0	3,305,685	3,305,685	3,305,685	6,611,370
緑と水の森林ファンド助成金	0	500,000	0	0	500,000	500,000	500,000	1,000,000
林野庁交付金	841,650	0	0	0	841,650	841,650	841,650	1,683,300
県交付金	10,900	0	0	0	10,900	10,900	10,900	21,800
市町村交付金	10,900	0	0	0	20,339,036	20,339,036	20,339,036	40,678,072
緑の募金	20,339,036	0	0	0	20,339,036	20,339,036	20,339,036	40,678,072
雑収益	217	0	0	482	699	699	199	898
受取利息	217	0	0	482	699	699	199	898
経常収益計	22,883,388	2,790,000	1,626,600	1,839,682	29,139,670	29,139,670	1,839,399	30,979,069
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当	24,080,991	4,011,662	2,919,957	0	31,012,610	31,012,610	0	31,012,610
報酬	3,332,306	752,397	470,248	0	4,554,951	4,554,951	0	4,554,951
報謝	23,250	0	0	0	23,250	23,250	0	23,250
諸手当	1,445,862	388,401	381,663	0	2,215,926	2,215,926	0	2,215,926
臨時雇用賃金	1,190,110	234,145	146,341	0	1,570,596	1,570,596	0	1,570,596
福利厚生費	970,035	227,134	171,214	0	1,368,383	1,368,383	0	1,368,383
会議費	3,370	0	0	0	3,370	3,370	0	3,370
旅費交通費	628,737	11,466	2,551	0	642,754	642,754	0	642,754
通信運搬費	307,684	27,058	91,289	0	426,031	426,031	0	426,031
消耗品費	545,477	10,034	19,253	0	574,764	574,764	0	574,764
広告費	1,424,040	0	0	0	1,424,040	1,424,040	0	1,424,040
材料費	1,719,761	0	1,378,300	0	3,098,061	3,098,061	0	3,098,061
印刷製本費	454,777	0	231,160	0	685,937	685,937	0	685,937
光熱水料費	33,874	3,798	4,590	0	42,262	42,262	0	42,262
賃借料	52,737	5,932	7,251	0	65,920	65,920	0	65,920
保険料	4,310	0	0	0	4,310	4,310	0	4,310
諸謝金	30,000	0	0	0	30,000	30,000	0	30,000
租税公課	369	52	64	0	485	485	0	485
支払助成金	2,726,390	2,340,234	0	0	5,066,624	5,066,624	0	5,066,624
支払交付金	8,754,973	0	0	0	8,754,973	8,754,973	0	8,754,973
委託費	246,249	0	3,129	0	249,378	249,378	0	249,378
支払手数料	186,680	11,011	12,904	0	210,595	210,595	0	210,595

科 目	公益目的事業会計					法人会計	合計
	公1 (緑の募金)	公2 (緑と水)	公3 (緑化普及)	共通事業	小 計		
管理費	0	0	0	0	0	1,162,286	1,162,286
給料手当	0	0	0	0	0	282,148	282,148
報酬	0	0	0	0	0	110,000	110,000
諸手当	0	0	0	0	0	141,440	141,440
臨時雇用賃金	0	0	0	0	0	87,804	87,804
退職給付費用	0	0	0	0	0	136,180	136,180
福利厚生費	0	0	0	0	0	84,627	84,627
会議費	0	0	0	0	0	36,000	36,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	4,814	4,814
通信運搬費	0	0	0	0	0	17,647	17,647
消耗品費	0	0	0	0	0	9,820	9,820
印刷製本費	0	0	0	0	0	17,315	17,315
光熱水料費	0	0	0	0	0	10,499	10,499
賃借料	0	0	0	0	0	16,480	16,480
租税公課	0	0	0	0	0	115	115
支払負担金	0	0	0	0	0	180,000	180,000
国土緑化推進機構	0	0	0	0	0	120,000	120,000
全国緑化推進委員会連絡協議会	0	0	0	0	0	10,000	10,000
みどりの少年団全国連盟	0	0	0	0	0	10,000	10,000
委託費	0	0	0	0	0	50,000	50,000
支払手数料	0	0	0	0	0	1,809	1,809
支戻費用計	24,080,991	4,011,662	2,919,957	0	31,012,610	25,588	25,588
経常費用計	△ 1,197,603	△ 1,221,662	△ 1,293,357	1,839,682	△ 1,872,940	1,162,286	32,174,896
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0	0	677,113	△ 1,195,827
評価損益等計	△ 1,197,603	△ 1,221,662	△ 1,293,357	1,839,682	△ 1,872,940	677,113	△ 1,195,827
当期経常増減額							
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							0
経常外収益計							0
(2) 経常外費用							0
経常外費用計							0
当期経常外増減額							0
他会計振替前当期一般正味財産増減額							△ 1,195,827
他会計振替額							0
当期一般正味財産増減額							△ 1,195,827
一般正味財産期首残高							17,516,227
一般正味財産期末残高							16,320,400
II 指定正味財産増減の部							
指定正味財産増減額							0
指定正味財産期首残高							0
指定正味財産期末残高							0
III 基金増減の部							
基金増減額							0
基金期首残高							0
基金期末残高							0
IV 正味財産期末残高							16,320,400

5. 貸借対照表

令和 6年12月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,595,915	17,634,749	-2,038,834
未収金	2,052,568	1,108,918	943,650
立替金	19,250		19,250
流動資産合計	17,667,733	18,743,667	-1,075,934
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	0	0	0
建物	0	0	0
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	272,359	136,179	136,180
特定資産合計	272,359	136,179	136,180
固定資産合計	272,359	136,179	136,180
資産合計	17,940,092	18,879,846	-939,754
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,302,034	1,186,579	115,455
前受金	2,300	0	2,300
預り金	42,999	40,861	2,138
流動負債合計	1,347,333	1,227,440	119,893
2. 固定負債			
退職給付引当金	272,359	136,179	136,180
固定負債合計	272,359	136,179	136,180
負債合計	1,619,692	1,363,619	256,073
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	16,320,400	17,516,227	-1,195,827
一般正味財産合計	16,320,400	17,516,227	-1,195,827
正味財産合計	16,320,400	17,516,227	-1,195,827
負債及び正味財産合計	17,940,092	18,879,846	-939,754

6. 財産目録

令和 6年12月31日現在

(単位：円)



		科 目	合計
(流動資産)	預金	普通預金	7,590,004
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	1,153,030
		鳥取銀行鳥取県庁支店	1,161,040
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	3,702,021
		鳥取銀行鳥取県庁支店	1,573,913
		振替貯金	1,710,581
		郵便局(公)	222,919
		郵便局(法)	324,455
		郵便局(共用)	1,163,207
		定期預金	6,295,330
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	3,259,872
		鳥取銀行鳥取県庁支店	3,035,458
		未収金	2,052,568
		受託金	2,052,568
		立替金	19,250
流動資産合計			17,667,733
(固定資産)			
特定資産	退職給付引当資産		272,359
固定資産合計			272,359
資産合計			17,940,092
(流動負債)		未払金	1,302,034
		前受金	2,300
		預り金	42,999
		雇用保険料	42,999
流動負債合計			1,347,333
(固定負債)			
	退職給付引当金		272,359
固定負債合計			272,359
負債合計			1,619,692
正味財産			16,320,400

監 査 報 告 書

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会
理事長 浜 崎 晋 一 様

令和7年1月24日

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会

監事 西 谷 勝 之 
監事 長谷川 和 郎 

私たち監事は、公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会議等に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について確認しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について確認しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第2号議案

令和5年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の実施状況について

令和5年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 収支決算

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

【収入の部】

区 分	精 算 額 (円)	摘 要
1 活動組織向け交付金	87,800	
林野庁からの交付金	66,000	
鳥取県からの交付金	10,900	
鳥取市からの交付金	1,800	
日南町からの交付金	9,100	
2 地域協議会運営費	832,000	
3 その他	0	
計	919,800	

【支出の部】

区 分	精 算 額 (円)	摘 要
1 活動組織向け交付金	87,800	2組織への交付金
2 地域協議会運営費	832,000	・審査委員会開催費 ・交付金交付・申請事務 ・実施状況検査・確認事務
3 その他	0	
計	919,800	

第3号議案

役員の改選について

報告事項（1）

令和7年度事業計画及び収支予算について

（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

事業1 緑の募金事業

1 基本計画

きれいな空気、おいしい水、心身の癒し、地球温暖化の防止など、森林・緑は私たちの豊かな生活を支え、多くの恵みを与えてくれます。

県内の豊かな森林・緑を維持発展し次代にひきつぎ、緑豊かで活力があり誰もが安心して暮らせる未来をつくる必要があります。

「緑の募金」を活用し、身近な環境の緑化と人づくりに努めることでSDGsにも貢献します。「緑の募金」の実施については、関係団体等の協力を得て一層の充実に努めます。

2 募金期間

春期 令和7年 3月25日 ～ 令和7年 5月31日

秋期 令和7年 9月 1日 ～ 令和7年10月31日

3 募金実施地域

鳥取県内一円で実施する。

4 募金の方法

(1) 募金の実施者

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会が、各市町村支部との連携のもとに、関係機関、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

(2) 募金方法

家庭募金、学校募金、職場募金、企業募金、街頭募金、その他

5 募金の目標額 20,500千円

6 事業計画

(1) 森林の整備事業（200千円）

森林づくりの促進事業（200千円）

水源林、森林公園、学校林、地域のシンボリックな森林等公共性の高い森林の整備及び森林を利用した住民の交流活動等を促進するため、市町村・学校・団体等が行う森林づくり・交流活動等に要する経費に対して、予算の範囲内で助成する。

(2) 緑化推進事業

① 全県緑化の推進（８００千円）

ア 鳥取県植樹祭の開催（５００千円）

県民一人ひとりが、植樹を通じて自然との共生を図りながら、緑を育てる意識を醸成し、緑豊かな郷土を未来に引き継ぐことを目的として、鳥取県、八頭町との共催により第６９回鳥取県植樹祭を開催する。

- ・開催期日 令和７年５月３１日（土）
- ・開催場所 八頭町八東総合運動公園
- ・参加予定者 県民、みどりの少年団 他（約５００名）

イ 誕生記念樹の贈呈（３００千円）

赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、未来を担う子ども達に豊かな緑を引き継いでもらうため、令和６年８月１日～令和７年７月３１日に生まれた赤ちゃんを対象に、配布を希望される方１００名に緑化樹を贈呈する。

② 地域緑化の推進（７５０千円）

住民の緑化意識の高揚と地域の緑づくりを推進するため、市町村・団体等が実施する緑化活動及び緑化に関するイベントの開催等に要する経費に対して、予算の範囲内で助成する。

③ 学校等緑化活動の推進（２，２８０千円）

ア 学校緑化推進事業（８００千円）

環境教育の推進のため、園庭・校庭の整備（樹木の植樹、手入れ等）に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

イ みどりの少年団交流集会の開催（３６０千円）

みどりの少年団が、学習や共同生活をとおして、自然に親しみながら森林について理解を深め思いやりの心を養うとともに、相互の交流と活動の活性化を図るため、交流集会を開催する。

- ・開催時期 令和７年９月
- ・開催場所 東伯郡琴浦町山川 県立船上山少年自然の家
- ・対象者 みどりの少年団員他 ４０名

ウ みどりの少年団育成（９２０千円）

みどりの少年団の体制強化を積極的に図り、次代を担う子ども達が、心豊かな、自然を愛する人間に育っていくことを目的として結成された「みどりの少年団」の活動を支援するため、育成費及び新設団等の整備品を予算の範囲内で助成する。

- ・助成対象みどりの少年団数 ２８団

エ みどりの少年団活動の推進（100千円）

地域での奉仕活動、野外での実践活動等、通常の少年団活動に加えてより充実した活動を行うみどりの少年団の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

オ 全国緑の少年団指導者研修会参加助成（100千円）

みどりの少年団指導者の指導體制の強化及び活動の活性化を図るため、全国緑の少年団連盟が主催する指導者研修会へ県内指導者を派遣し、全国の指導者との交流、指導技術の向上、情報交換を行うため、参加者に対し経費の一部を助成する。

- ・開催時期 令和7年11月
- ・開催場所 東京都内

④ 募金事業交付金（8,200千円）

各地域の学校や公共施設等公的施設の緑化を推進するため、募金団体が環境緑化事業等を実施する場合、市町村支部を窓口として街頭募金・学校募金・家庭募金の募金額の65%の範囲内で募金事業交付金を交付する。

⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（1,544千円）

荒廃が進む里山林を整備するため地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体等と一緒に活動組織を作り、里山林の整備や侵入竹の除去、山林資源の活用等の活動を行う場合、活動組織に対し交付金を交付する。

- ・R7年度実施活動組織数 1団体（予定）

事業 2 緑と水の森林ファンド事業

1 事業計画 2, 840千円

県民及び青少年が森林・緑・水に触れ自然に対する認識を深め、住民参加による森林づくりを県・市町村・関係機関・森林ボランティア団体等との連携を図りつつ、地域に密着した県民参加の緑化運動を展開する。

(1) 樹名板の設置 (120千円)

樹木に親しみ、樹木を大切にすることを養うため、公園、学校等の公的な場所の樹木に樹名板を設置する団体等に県産材を活用した樹名板を配布する。

(2) 木工工作キット配布事業 (1,070千円)

小中学校の児童・生徒に木材に触れることを通じて、木材の良さを認識してもらうため、県産材を利用した木工工作キットを希望する学校に配布する。

(3) 青少年・民間活動グループ育成 (200千円)

森林・緑についての理解を深め、緑化活動等に参加する意識を醸成するため、学習会、研修会等の開催及び森林・緑づくりの実践活動を行う団体等が活動に要する経費に対して予算の範囲内で助成する。

(4) 森林空間活用推進事業 (450千円)

森林・緑のさまざまな働きを活用して、憩いの場、癒しの場、学習の場として活用し、森林・緑に対する理解を深める取り組みとして地域、団体等が行う利活用、広報活動等に対して予算の範囲以内で助成する。

(5) 学校環境緑化モデル事業 (1,000千円)

学校環境の緑化を通じて青少年の環境教育の推進を図るために(株)ローソンの店頭で集めた緑の募金を活用して、小学校等が行う緑化事業に要する経費に対して予算の範囲内で助成する。

事業3 緑化普及事業

1 事業計画

県民に森林や緑への理解を深めてもらい、森林資源の保全と自然環境の向上を目的に、緑化に関するPR活動を積極的に行い、県民の自発的な森づくり・緑づくりへの参加について普及・啓発に関する事業を展開する。

2 事業内容

(1) 普及啓発事業

ア コンクール等の実施及び表彰

緑化思想の高揚を図るため、鳥取県との共催により、次のコンクール等を実施する。

○ 鳥取県緑化・育樹運動ポスター原画コンクール

- ・実施時期 令和7年6月～11月
- ・対象者 小・中・高等学校の児童・生徒

(2) 広報活動事業

ア 緑化の普及啓発

緑化運動や各種イベントの開催等の周知を図ることにより緑化の普及啓発を推進するため、新聞広告、ポスター、チラシ並びにホームページ等により広報活動を行う。

イ 会誌の発行

「とっとり緑推だより」を発行し、会員へ配布するとともに、ホームページに掲載するなど県民等に緑化情報を提供する。

- ・発行回数 年2回

(3) 緑化運動の推進

ア 一株植樹運動

地域や家庭環境の緑化を推進するため、市町村、苗木業者等の協力を得て、植樹・緑化用苗木を安価で斡旋する。

- ・実施時期 令和7年1月～3月

イ 緑化運動推進

公益社団法人国土緑化推進機構公募事業の募集の周知徹底等を行い、県民の緑化意識の高揚に努めるとともに、緑化の推進に資する。

令和7年度 収支予算書

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	3,698,400	3,698,400	0
正会員受取会費	2,868,400	2,868,400	0
賛助会員受取会費	830,000	830,000	0
事業収益	1,700,000	1,700,000	0
一株植樹	1,700,000	1,700,000	0
受取補助金等	6,083,066	4,929,500	1,153,566
国土緑化推進機構交付金	700,000	650,000	50,000
国土緑化推進機構助成金	2,840,000	2,340,000	500,000
緑と水の森林ファンド助成金	1,000,000	500,000	500,000
林野庁交付金（多面的利用対策）	1,434,800	1,307,000	127,800
県交付金（多面的利用対策）	54,133	66,250	-12,117
市町村交付金（多面的利用対策）	54,133	66,250	-12,117
受託金	0	0	0
国土緑化推進機構等受託金	0	0	0
緑の募金	20,500,000	21,000,000	-500,000
緑の募金	20,500,000	21,000,000	-500,000
雑収益	1,534	1,500	34
受取利息	1,534	1,500	34
雑収益	0	0	0
経常収益計	31,983,000	31,329,400	653,600
(2) 経常費用			
事業費	32,418,000	32,424,250	-6,250
給料手当	5,095,000	4,900,000	195,000
報酬	23,250	0	23,250
諸手当	1,837,000	1,755,000	82,000
臨時雇用賃金	1,701,000	1,636,000	65,000
福利厚生費	1,343,000	1,292,000	51,000
会議費	50,000	50,000	0
旅費交通費	550,000	550,000	0
通信運搬費	489,000	489,000	0
消耗品費	432,000	432,000	0
消耗什器備品費	0	0	0
広告費	1,405,000	1,600,000	-195,000
材料費	2,896,000	2,950,000	-54,000
印刷製本費	775,000	775,000	0
光熱水料費	45,500	45,500	0
賃借料	66,500	66,500	0
保険料	10,000	10,000	0
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	2,250	2,250	0
支払助成金	5,710,000	6,060,000	-350,000
支払交付金	9,368,000	9,066,000	302,000
委託費	219,900	345,000	-125,100
支払手数料	360,000	360,000	0
雑費	9,600	10,000	-400

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	1,504,000	1,472,330	31,670
役員報酬	0	0	0
給料手当	305,000	291,000	14,000
報 酬	110,000	110,000	0
諸手当	270,000	258,000	12,000
臨時雇用賃金	46,000	44,100	1,900
退職給付費用	100,000	96,180	3,820
福利厚生費	100,000	100,000	0
会議費	80,000	80,000	0
旅費交通費	78,000	78,000	0
通信運搬費	41,500	41,500	0
消耗品費	55,000	55,000	0
消耗什器備品費	0	0	0
印刷製本費	55,000	55,000	0
光熱水料費	11,500	11,500	0
賃借料	16,500	16,500	0
租税公課	550	550	0
支払負担金	180,000	180,000	0
国土緑化推進機構	120,000	120,000	0
全国緑化推進委員会連絡協議会	10,000	10,000	0
緑の少年団全国連盟	50,000	50,000	0
	0	0	0
委託費	5,000	5,000	0
支払手数料	40,000	40,000	0
雑 費	9,950	10,000	-50
経常費用計	33,922,000	33,896,580	25,420
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,939,000	-2,567,180	628,180
損益評価等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,939,000	-2,567,180	628,180
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-1,939,000	-2,567,180	628,180
当期一般正味財産増減額	-1,939,000	-2,567,180	628,180
一般正味財産期首残高	14,949,047	17,516,227	-2,567,180
一般正味財産期末残高	13,010,047	14,949,047	-1,939,000
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			0
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	13,010,047	14,949,047	-1,939,000

令和7年度収支予算書内訳表

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業				小 計	法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)	共通事業			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	0	0	0	1,849,200	1,849,200	1,849,200	3,698,400
正会員受取会費	0	0	0	1,434,200	1,434,200	1,434,200	2,868,400
賛助会員受取会費	0	0	0	415,000	415,000	415,000	830,000
事業収益	0	0	0	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
一株植樹	0	0	0	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
受取補助金等	2,743,066	3,340,000	0	0	6,083,066	0	6,083,066
国土緑化推進機構交付金	200,000	500,000	0	0	700,000	0	700,000
国土緑化推進機構助成金	1,000,000	1,840,000	0	0	2,840,000	0	2,840,000
緑と水の森林ファンド助成金	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
林野庁交付金(多面的利用対策)	1,434,800	0	0	0	1,434,800	0	1,434,800
県交付金(多面的利用対策)	54,133	0	0	0	54,133	0	54,133
市町交付金(多面的利用対策)	54,133	0	0	0	54,133	0	54,133
受託金	0	0	0	0	0	0	0
国土緑化推進機構等受託金	0	0	0	0	0	0	0
緑の募金	20,500,000	0	0	0	20,500,000	0	20,500,000
緑の募金	20,500,000	0	0	0	20,500,000	0	20,500,000
雑収益	530	0	0	1,004	1,534	0	1,534
受取利息	530	0	0	1,004	1,534	0	1,534
雑収益	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	23,243,596	3,340,000	1,700,000	1,850,204	30,133,800	1,849,200	31,983,000
(2) 経常費用							
事業費	25,822,150	3,808,250	2,787,600	0	32,418,000	0	32,418,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	4,399,000	348,000	348,000	0	5,095,000	0	5,095,000
報酬	23,250	0	0	0	23,250	0	23,250
諸手当	1,473,000	180,000	184,000	0	1,837,000	0	1,837,000
臨時雇用賃金	1,092,000	239,000	370,000	0	1,701,000	0	1,701,000
福利厚生費	1,198,000	26,000	119,000	0	1,343,000	0	1,343,000
会議費	50,000	0	0	0	50,000	0	50,000
旅費交通費	505,000	25,000	20,000	0	550,000	0	550,000
通信運搬費	360,500	51,500	77,000	0	489,000	0	489,000
消耗品費	334,000	48,000	50,000	0	432,000	0	432,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0
広告費	1,405,000	0	0	0	1,405,000	0	1,405,000
材料費	1,596,000	0	1,300,000	0	2,896,000	0	2,896,000
印刷製本費	550,000	0	225,000	0	775,000	0	775,000
光熱水料費	36,000	4,500	5,000	0	45,500	0	45,500
賃借料	53,000	6,000	7,500	0	66,500	0	66,500
保険料	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000
諸謝金	30,000	0	0	0	30,000	0	30,000
租税公課	1,700	250	300	0	2,250	0	2,250
支払助成金	2,870,000	2,840,000	0	0	5,710,000	0	5,710,000
支払交付金	9,368,000	0	0	0	9,368,000	0	9,368,000
委託費	178,100	0	41,800	0	219,900	0	219,900
支払手数料	280,000	40,000	40,000	0	360,000	0	360,000
雑費	9,600	0	0	0	9,600	0	9,600

令和7年度収支予算書内訳表

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業			小 計	法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)			
管理費	0	0	0	0	1,504,000	1,504,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	305,000	305,000
報酬	0	0	0	0	110,000	110,000
諸手当	0	0	0	0	270,000	270,000
臨時雇用賃金	0	0	0	0	46,000	46,000
退職給付費用	0	0	0	0	100,000	100,000
福利厚生費	0	0	0	0	100,000	100,000
会議費	0	0	0	0	80,000	80,000
旅費交通費	0	0	0	0	78,000	78,000
通信運搬費	0	0	0	0	41,500	41,500
消耗品費	0	0	0	0	55,000	55,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	55,000	55,000
光熱水料費	0	0	0	0	11,500	11,500
賃借料	0	0	0	0	16,500	16,500
租税公課	0	0	0	0	550	550
支払負担金	0	0	0	0	180,000	180,000
国土緑化推進機構	0	0	0	0	120,000	120,000
全国緑化推進委員会連絡協議会	0	0	0	0	10,000	10,000
緑の少年団全国連盟	0	0	0	0	50,000	50,000
委託費	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	5,000	5,000
雑費	0	0	0	0	40,000	40,000
経常費用計	25,822,150	3,808,250	2,787,600	32,418,000	1,504,000	33,922,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,578,554	-468,250	-1,087,600	-2,284,200	345,200	-1,939,000
損益評価等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-2,578,554	-468,250	-1,087,600	-2,284,200	345,200	-1,939,000
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計						
(2) 経常外費用						
経常外費用計						
当期経常外増減額						
税引前当期一般正味財産増減額						
当期一般正味財産増減額						
一般正味財産期首残高						14,949,047
一般正味財産期末残高						13,010,047
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額						
指定正味財産期首残高						
指定正味財産期末残高						
III 基金増減の部						
当期基金増減額						
基金期首残高						
基金期末残高						
IV 正味財産期末残高						13,010,047

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会 会員名簿 (令和6年12月31日現在)

1 特別会員 (1名)

鳥取県教育委員会教育長

2 正会員 (89名)【内訳：県・市町村20 団体22 個人47】

鳥取県 鳥取市 岩美町 八頭町 若桜町 智頭町 倉吉市 湯梨浜町
三朝町 北栄町 琴浦町 米子市 境港市 南部町 伯耆町 日吉津村
大山町 日南町 日野町 江府町

(一財) 日本きのこセンター 鳥取県漁業協同組合 (一社) 鳥取県建設業協会
(一社) 鳥取県造園建設業協会 鳥取県山林樹苗協同組合 鳥取県椎茸生産組合連合会
鳥取県商工会議所連合会 鳥取県森林組合連合会 鳥取県森林土木連絡協議会
鳥取県農業協同組合中央会 鳥取県連合婦人会 (一社) 鳥取県木材協会
鳥取県林業研究グループ連絡協議会 ㈱山陰合同銀行

鳥取県東部森林組合 八頭中央森林組合 智頭町森林組合 鳥取県中部森林組合
大山森林組合 鳥取県西部森林組合 鳥取日野森林組合 日南町森林組合

(東部地区個人会員) 25

市谷 知子 池内 富久 井殿 啓法 尾崎 薫 銀杏 泰利 坂野経三郎
嶋沢 和幸 島谷 龍司 澤米 由己 玉木 裕一 地原 伸 常田 賢二
中島 規夫 濱江 謙二 浜崎 晋一 東田 義博 広谷 直樹 福田 俊史
福浜 隆宏 本田誠之助 前住 孝行 前田 伸一 松原 節夫 森田 章文
山本 暁子

(中部地区個人会員) 6

伊藤 保 入江 誠 興治 英夫 川部 洋 語堂 正範 鳥羽 喜一

(西部地区個人会員) 16

生田 公良 内田 隆嗣 内田 博長 鹿島 功 河上 定弘 斉木 正一
西村 弥子 野坂 道明 浜田 一哉 浜田 妙子 前原 茂 松田 正
村上泰二郎 森 雅幹 安田 由毅 山川 智帆

(個人会員は地区別に五十音順)

3 賛助会員（63社）

(株)愛進堂 (株)アオキ建設 (有)浅中錦松園 アサヒコンサルタント(株) (株)井木組
因幡環境整備(株) (有)今松工務店 (株)ウエスコ鳥取支社 馬野建設(株) (株)遠藤農園
王子製紙(株)米子工場 オグラ建設(株) (有)小倉興産 (株)オロチ (有)片山庭園
(株)河崎植木園 (株)晃進(株)高野組 こおげ建設(株) 国土防災技術(株)鳥取営業所
(株)山陰アサヒ・アド 山陰建設(株) (株)山陰放送 山陰緑化建設(株) (株)重道組
(有)進製作所 (株)新日本海新聞社 (株)大協組 (株)大地企画大和建设(株) 大和森林(株)
(株)竹内組 (有)辰巳園 (株)谷尾樹楽園 (株)谷口工務店 中央印刷(株)
中国電力(株)鳥取支社 (株)チュウブ (株)寺谷組 東洋交通施設(株) 鳥取市水道局
中一建設(株) (株)ナガトウ建設 日南振興(株) 日本海テレビジョン放送(株)
(株)ヌック (株)八田建設 日ノ丸印刷(株) (有)福岡組 福上工業(株)
(株)藤原組 (有)プロテクト 北栄グリーン (有)松本建設 (株)丸由
(有)みどり建設 美保テクノス(株) (有)宮本組 八頭土木建築(有) やまこう建設(株)
(株)ランドサイエンス (有)緑清園 (株)渡辺造園

(五十音順)

定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として掲載する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合

は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。